社宅管理規程

第１条（目的）

この規程は役員・社員の居住のために会社が所有する物件または会社名義で借り上げた社宅の管理運営に関する事項を定めたものである。

第２条（入居資格）

入居資格は世帯主である役員・社員とする。

第３条（居住者の義務）

社宅に入居する役員・社員は誠実にこの規則を守って建物やそのほかの設備を愛護し、近隣住民に迷惑をかけないよう、住みよい生活環境を作ることに努力しなければならない。

第４条（借上社宅の手配）

借上社宅の手配は会社が行い、家主との間に契約を締結する。

第５条（借上社宅の家賃限度額）

借上げ社宅の家賃限度額は次の通りとする。〇〇〇，〇〇〇円

２．前項の家賃限度額を超過した場合、その超過分については入居者が負担する。

第６条（家賃の徴収方法）

借り上げ社宅の家賃は社宅入居者の当月分給与から控除して徴収する。

第７条（費用負担）

社宅入居者は個人にかかわる下記の費用を負担しなければならない。

（１）電気、ガス、水道等の光熱費

（２）町内会費

（３）その他会社が入居者の負担を必要と認めた費用

第８条（入居資格の喪失）

社宅入居者が次の各号のいずれかに該当した場合は、入居資格を喪失し、会社が定める期日までに社宅から退去するものとする。

（１）退職

（２）会社に無断で定められた入居者以外の者を居住させた場合

（３）他この規程に違反し、会社が社宅に入居させることを妥当でないと認めた場合

２．入居者は社宅を退去する場合の原状回復義務を負うものとする。

第９条（退去の期間）

社宅入居者が以下のいずれかに該当するときは、次に定める期間内に借り上げ社宅を退去しなけれ

ばならない。

（１）前条により退去を命令されたとき１週間以内

（２）会社を懲戒解雇されたとき１週間以内

（３）自己都合で退職したとき１週間以内

（４）転勤を命令されたとき２週間以内

（５）定年退職したとき１ヵ月以内

（６）会社都合により退職したとき１ヵ月以内

（７）死亡したとき１ヵ月以内

（８）入居期限が満了したとき２週間以内

第１０条（原状回復義務）

社宅入居者は借上げ社宅を退去するときは、使用者の責に帰すべき事由による損傷、汚れ等を自己の費用で原状に回復しなければならない。

第１１条（禁止事項）

社宅入居者は会社の事前の承諾なくして次の各号に定めることを禁止する。

（１）社宅の転貸をすること

（２）定められた以外の者を同居させること

（３）社宅を他の目的に使用すること

（４）社宅の増改築、模様替え、施設及び敷地の現状を変更すること

第１２条（損害賠償）

社宅入居者が故意または過失により、建物を破損または建物の全部若しくは一部を滅失させたときは、入居者の負担により修理修繕し、またはその損害を賠償するものとする。

第１３条（施行）

この規程は平成　　年　　月　　日から施行する。